**平成２９年（フ）第１９０号**
埼玉県越谷市花田３丁目４番地５
債務者　桜井　幸枝
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１９１号**
埼玉県越谷市花田３丁目４番地５
債務者　桜井　彩乃
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２０５号**
埼玉県三郷市彦成３丁目７番14―918号
債務者　伊藤彪之介
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１８５号**
埼玉県川越市砂新田１丁目17番地４（メゾン小暮102号室）
債務者　野崎　　泉
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第１９８号**
埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目７番12号　グリーンコーポＡ―101号
債務者　永田　　章
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第７８号**
埼玉県比企郡ときがわ町大字大附236番地３
債務者　宮崎　　淳
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第７９号**
埼玉県比企郡ときがわ町大字大附236番地３
債務者　宮崎ノリ子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第１１３号**
埼玉県深谷市上野台３番地３　ハイツパーシモン202号
債務者　神田　美幸
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第１５号**
埼玉県秩父市日野田町２丁目５番６号
債務者　小野川莉奈（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２９年（フ）第１２６号**
相模原市中央区上溝2459番地１　マキシムマルミ壱番館102
債務者　鈴木久留美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１２８号**
相模原市南区上鶴間２丁目14番４号　キャッスル東林間201
債務者　鈴木　　洋
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１３３号**
相模原市南区御園１丁目18番13号　グリーンプラザ御園Ⅱ104号室
債務者　新井　修一
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１３４号**
相模原市南区御園１丁目18番13号　グリーンプラザ御園Ⅱ104号室
債務者　新井　悦子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１３６号**
神奈川県座間市入谷５丁目2101番地の１　柴崎荘103号
債務者　宇田川尚良
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１３８号**
相模原市南区東林間５丁目10番９号　東林一番館203
債務者　山田　侑加
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１４２号**
相模原市緑区中野1117番地４
債務者　後藤　明美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１４３号**
相模原市南区上鶴間本町４丁目51番24号　アーバーハイツ401
債務者　二瓶優一郎
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部